

山口市福祉事務所老人ホーム入所判定審議会設置要綱

(設 置)

第1条 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）への入所措置の適正実施を行うため、山口市福祉事務所老人ホーム入所判定審議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、山口市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）の諮問に応じるため、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 老人ホームへの入所措置の要否の判定に関する事
- (2) 老人ホームへ入所措置している者の措置変更の要否に関する事
- (3) 老人ホームへの入所措置が不要と判定された者に対する在宅老人福祉サービ事業の利用等必要な事項に関する事

2 老人ホームの入所措置の要否の判定に当たっては、老人ホームへの入所措置等の指針について（昭和62年1月31日付け社老第8号。社会局長通知）の基準に従うものとする。

(組 織)

第3条 審議会は、委員6人で構成する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医師 2名
(うち1名は精神科医師であること。)
- (2) 老人福祉施設長 1名
- (3) 民生委員児童委員 1名
- (4) 保健所長又は保健所長が指名した者 1名
- (5) 山口市福祉事務所 **高齢・障害福祉課長** 1名

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員は再任できるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名したものがその職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（回 議）

第7条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、又は会長が必要と認めるときは、回議に付すべき事案について、持ち回りにより審議し、議決に代えることができる。

（意見聴取）

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、会議の事案について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

（報 告）

第9条 会長は、審議会の審査の結果を福祉事務所長に報告するものとする。

（庶 務）

第10条 審議会の庶務は、山口市福祉事務所 **高齢・障害福祉課**において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（介護保険法の規定に基づく要介護認定結果の優先）

2 審議会の審議事項のうち、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護保険法第14条の規定に基づく介護認定審査会における同法第27条の規定に基づく要介護認定の結果を優先するものとし、介護認定審査会を設置した後においてこの要綱による入所判定は、原則行わないものとする。

3 前項の場合において、家族の介護放置等の理由により介護保険法の規定に基づく介護認定審査会の要介護認定に諮ることができない等の介護環境にあり、緊急に特別養護老人ホームでの介護が必要と認められる者にあつては、この要綱による審議会の入所判定に諮ることができる。

（経過措置）

4 この要綱の施行日前に、合併前の山口市福祉事務所老人ホーム入所判定審議会設置要綱（山口市制定）の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。